

## 【台風接近時のサービスについて】

職員は**暴風警報、暴風特別警報（以下、暴風（特別）警報等**という。）が沖縄本島南部地域に発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるものではない。バスの運行が行われている間は出勤し、暴風対策に当たるものとする。ただし、遠距離通勤で安全等に問題がある場合は電話等で校長（学校）に連絡し指示を仰ぐものとする。

### 1 業務停止について

**暴風（特別）警報等**が沖縄本島南部地域に発令され、かつバスの運行が停止した場合、校長から特に勤務を命じられた職員以外は業務停止とする。

### 2 業務再開について

**暴風（特別）警報等**が解除になるか、バスの運行が再開された場合、業務を再開する。ただし、下記の点に留意すること。

(1) **暴風（特別）警報等**の解除かバスの運行再開が正午以前に行われた場合、解除から2時間後をめぐに授業を再開する。また、正午～14時までに解除かバスの運行再開の場合は、授業はないが出勤し後片付け等に当たる。ただし、通勤で安全等に支障がある場合は電話等で校長（学校）に連絡し指示を仰ぐ。

(2) **暴風（特別）警報等**の解除かバスの運行再開が14時以降に行われた場合、引き続き業務停止とする。

3 校長が業務の停止措置をした場合、特に勤務を命じられた職員以外の職員は、特別休暇の手続きを取るものとする。出勤した場合でも同様とする。